令和７年（フ）第３２３０号
名古屋市北区辻町字流１番地の１　ライオンズマンション尾上町803号
破産者　菊池　純恵
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５４号
名古屋市北区安井４丁目７番14号
破産者　山田加奈美こと　崔　　貴姫
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４８９号
代替住所Ａ（旧住所　名古屋市北区中丸町３丁目１番地　アーバニア志賀公園三番街７棟407号
破産者　西久保　歩
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６３３号
名古屋市中村区長筬町３丁目23番地　フォーブル名光203号
破産者　黒田　克明
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８１３号
愛知県瀬戸市萩山台４丁目９番508号
破産者　實能田広志
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８７８号
名古屋市西区那古野２丁目８番10号　丸一上畠ビル406号
破産者　下村　美弥
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０１４号
愛知県豊明市新栄町４丁目137番地　エクレール新栄Ⅱ101号
破産者　有永　智子
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１０８０号
名古屋市緑区藤塚２丁目815番地　ブライトあらかわＡ101号
破産者　石山　雄樹
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

令和７年（フ）第６０５号
愛知県西尾市一色町一色松荒子69番地３、前住所福岡県福岡市東区香椎３丁目12番５－202号　クァイエット　リヴ　ＨＮ　Ａ棟
破産者　ＬＩＥＮこと　福嶋　　誠
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２１５号
愛知県豊田市五ケ丘２丁目８番地８
破産者　大平　奈美
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４９６号
大阪市中央区森ノ宮中央２丁目13番35―301号
破産者　上田　　勝
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１２９０号
大阪府吹田市原町１丁目23番11―404号
破産者　林田　達也
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３５８号
堺市堺区東湊町５丁317番地２　サクシード東湊102号
破産者　氏川　拓真
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３７７号
堺市北区北花田町３丁17番地21　ハイツラ・フルー101号
破産者　ＬＩ　ＲＯＮＧＨＵＡ　李栄華
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第３８７号
大阪府藤井寺市国府３－８－16―204、住民票上の住所大阪府藤井寺市国府１丁目７番11―203号
破産者　深澤　拓也
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第４４１号
大阪府富田林市五軒家二丁目14番５号(201)、前住所大阪府大阪狭山市池尻自由丘３丁目17番11号
破産者　キッズクローネこと　藤田　芽虞
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第１３０号
神戸市東灘区深江浜町77番地　東部買出人センター　115号
破産者　ライフアップこと　新井　典弘
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３２６号
神戸市兵庫区西橘通１丁目１番19―202号
破産者　平川　陽華
1　決定年月日　令和８年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部